

意見書案 第 1 号
令和 4 年 3 月 22 日

長岡市議会議長

三木常照様

発議者 総務産業常任委員会

委員長 上村真造



意見書の提出について

女子差別撤廃条約 選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

(意見書案 第 1 号)

女子差別撤廃条約 選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

国連は、1979（昭和54）年「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985（昭和60）年に批准した。

さらに1999（平成11）年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000（平成12）年12月末に発効した。

女子差別撤廃委員会は2003（平成15）年、2009（平成21）年、2016（平成29）年ともに選択議定書の批准を奨励し、日本の批准を繰り返し求めている。

2021（令和3）年現在、締約国189か国の中114か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書は女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。

女子差別撤廃条約の締約国は、第2条で「女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることができ、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。

政府は、第5次男女共同参画基本計画でも「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。

従って長岡市議会は、国及び政府に対し、女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

京都府長岡市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）